（第二版）（明治卅一年五月九日第三種郵便物認可）　昭和十八年四月二十二日（木曜日）　臺灣日日新報　第一萬五千四百九十三號　A（一）

大東亞戰爭を完遂
不退轉の決意再表明
東條內閣の改造強化

國內治安の全きを

東條首相は二十日內閣改造を斷行すると共に國內に向つての第二回の施政方針演說を行ひ、大東亞戰爭の決意を表明するところがあつた。不退轉の決意を內外に表明し、內閣改造の眞意義に關つたと共に、大東亞戰爭の遂行に關する重大決意を內外に表明したものであるが、今回の改造が戰局の重大化に對處するための改造であることは勿論であるが、これは從來と雖も內閣改造が行はれる場合には常に戰局の重大化に對處するための改造であつたのであつて、今回の改造が從來の改造と特に異つた點があるわけではない。

輔弼の重責を全うせん

とする決意の現はれに他ならない。日本國家を率ゐる統帥部の世界觀的戰爭指導の方針が愈〻新しい段階を踏み國際情勢に新しい飛躍が見られる一方、大東亞共榮圏の建設がその緒につき國際政局の變化、ビルマの開戰、重慶政權の抗戰などの新局面に面して眞に外相の重責は今や內閣最大の重要さを加へることとなつた。

翼贊政治の政府への

新外相の就任は、日獨伊三國同盟の締結當時の外相であり、日本外交の最高指導者であつた松岡洋右氏の再登場であるだけに、日本外交の新展開が豫想されるものがある。

重光新外相の就任
新中國多大の期待

重光新外相の下に日本外交の新展開が豫想されるところ多大なるものがある。

軍、政の世界的構想
日本は主導權掌握

華北建設推進

奉公運動に積極協力
齋藤長官官吏の努力要請

英內閣後繼者評定
チャーチル既に老ゆ

戰火の跡なきセブ
牛島ビサヤ支部長視察談

日華の結盟强化
畑總司令官北支視察談

傷病勇士を慰問
海南島視察の長谷川總督

一路戰時食糧增產
米の適正生產者價格保障

教學に畏き大御心
帝大總長に御慰勞の御陪食

大日本體育會の事業方針

北阿英軍戰車喪失四千三百

米商船建造追加豫算案提出

在支敵國人に集團生活制

モスクワ歸還
帝國大使館附陸軍武官室

兩民族の結盟

英印軍敗戰全貌
英各紙も遂に匙を投ぐ

萬能計算器　九形
技能者必携
目盛を合せるだけで乘除が一目で判る計算尺
一、普及型（九形）　一、六五
二、九九型（九形）　二、八五
三、八九型（九形）　三、一五
送料　內地二錢　滿支五錢
服部時計店
販賣元・東京銀座・大阪堂島

感冒
扁桃腺炎
肺炎・中耳炎
病原菌の活動を阻止し最短期に治癒せしむる
ルーポラテ錠
第一製藥株式會社

誰にもできる
強增力戰
勞力も資材もそれを働かす人手があつてはじめて戰力になる
その肝腎な人手も健康者であつてはじめて役に立つ　だから戰力增强の根本はそれに携る各自の健康にある
野へよう！
赤玉ポートワイン本舗　株式會社　壽屋

勝ち抜くために
創を作らぬ
建設に…增產に…
今こそ、國務に負けぬ頑强な體力を確保するよう、脂肪性榮養の充實には毎日鉄かさずヘリバの並用を……
ヘリバ
三百錢

勤報隊晴の入隊式

殉國の氣魄で猛訓練へ

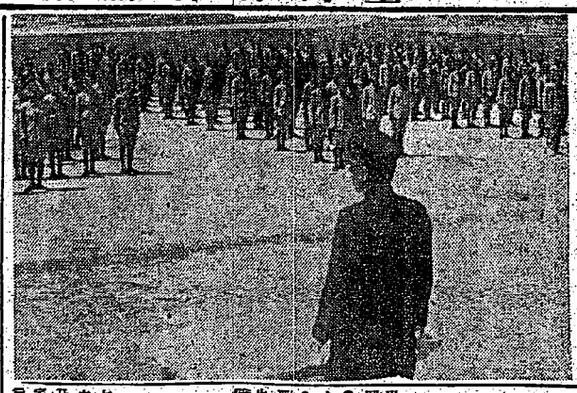

臺灣遺族部隊一行

けさ元氣で東京に到着

陸上であつてみろ

渡臺の警察官が語る遭難事件【下】

焔と燃える復讐の心

愛兒の死を祕し任務完遂

警防精神の權化

周肇基君表彰せらる

義勇隊員に又美談

母の臨終祕し征途へ

賞賜物件の傳達式擧行

凛たり母の愛情

繼げよ愛兒撃滅の闘魂

動し、大空に映ゆ

海野軍曹大東亞戰に散華

社頭對面を語る會

各市郡支會連絡懇談會

島都の軍援計畫決定

迫る軍援精神昂揚週間

追加豫算可決

童心單めた獻金

四年の赤誠、感心な木村君

必ず加入、簡易保險

今度は二百七十億攻略だ

優良兒推奨式

福岡縣に迎賓館

さあどうぞ盟邦の方々

姉弟がバス賃節約

友と圓り空の防人へ

俄別そつくり空の防人へ

併地の民に時局認識

廿六日から映畫と講演

細菌もを淨化するる 廣用ブラク 廣用ブラク

婦人俱樂部 ▲南方建設の明朗座談會 ▲輝く赤十字魂 ▲輝く赤十字魂 ▲家庭用の防空服 ▲婦人ブラウス ▲男子開衿シャツ 食品と經濟工夫集

毛髪の潤き方へ 養毛劑ヘルナインを

後二國志

（出師の巻）

吉川英治作

矢野橋村畫

（第二版）（明治卅一年五月九日第三種郵便物認可）　昭和十八年四月二十二日（木曜日）　臺灣日日新報　第一万五千四百九十三號　（一）

海軍關係論功行賞

優賞勇士 山口中將等六十六名

武門最高の譽れ

殊勳の山口中將

功一級金鵄勳章賜はる

殊勳の六十六將士戰歷

燦・特旨優賞海鷲の父

赫々巨翼の羽搏き

山口中將、加來少將

徹底的包圍殲滅戰

戰史に輝く アキャブ北方作戰

一層御奉公の誠

東條兼攝文相謹話

翼政會の改組

機構、人事刷新急速に斷行

帝大總長會議

翼贊運動、官吏の理解

安藤內相、抱負を吐露

荒鷲オロ灣を爆撃

空襲米機一機除き悉く不時着陸、墜落

米國軍 當局發表 たゞ一機ソ領着

東京爆撃元兒 はホーネット

米陸軍省發表

陸軍司政長官

大東亞外交陣 廣範入替へか

副總裁現職の儘 安藤內相は翼贊會

山河一望

或る男の幸福

熱帶の生活事典

癌の病に

鼻の惡い人は

田園日記

家に子供あり

光と影

風立ちぬ

夕雀草

南方の國めぐり

新少年文學選

我等は日本少年

源義經

社說

東條內閣の大改造と意義

二十日、發表された內閣改造がそれである。閣僚の更迭さえなるものと思はれた。閣僚にさえも變化といはなかつた。しかも、この大改造がお前に現れるとなく、閣僚の更迭さえも變化といはなかつた。しかも、この大改造がお前に現れるとなく、閣僚の更迭さえも變化といはなかつた。しかも、この大改造がお前に現れるとなく、閣僚の更迭さえも變化といはなかつた。

戰力增强に資する 勞務調整令一部改正

ジュリコンの大々的採取へ

木材の統制を素不屈な業者は摘發

漢字に匙を投げる佛人 勉强に眞劍な安南人

食糧增産へ 重點的施策進捗

增產擡身要望 消費者の負擔は僅少

新米對價 一石二十圓

港灣行政の一元化 本島でも具體方策攻究

空壜回收も決戰態勢 回收配給統制規則を公布

珠包種茶を南方へ 敢闘する新竹州の茶業

滿洲、北支へ敢然挺身す 學徒の興亞勤勞報國隊

醬油製造業者の統合 臺北州會社設立・陣容成る

私慾亡者よ自決すべし

臺中州の亞麻小麥增產計畫

竹細工振興 講習會を開く

商況（十一日）

兜町後場況

東京短期後場

東京長期後場

食用油脂容器回收强化

中風・高血壓・神經痛 原因を明にした 今津博士の霖晴しい研究

庭燎消ゆる神域に 襟正す四萬の遺族

勤報青年隊晴の入隊式

遺族部隊全部上京

不動産金融 日本勸業銀行 臺北・臺中・臺南・高雄

確實 低廉 親切 第一生命 東京市日比谷

改正船員保險法實施打合會

疲勞の回復に！ 抵抗力の强化に！ 錠ンリボタメ力强

疲勞の回復、體力の增强、神經衰弱、胃腸病、性病患、腎臟炎、膀胱病、佐倉病、結核、性衰弱期、發育期

ビタミンB1含有量 1錠中0.5mg 1瓶100錠 300錠

ビタミンB1 ニツポン語

【サイゴン支局發】

ビタ 男女性機能復活劑 ビビタ 店商衛五兵田 日進田

更年期障碍 性腺衰弱 虛弱體質等に

ビビタは、ホルモン分泌系統を主眼に、更に男女の性機能を支配する、脳下垂体前葉ホルモンを助ける新ホルモン分泌促進劑にして、活力の根源を固き、内因的に精氣を擴充します。

製法特許

中風・高血壓・神經痛 原因を明にした 今津博士の霖晴しい研究

いなて治不

午前八時に一齊奉祝

大戦下再び迎ふ天長節

翼賛會と呼應行事決る

安藤新内相初登廳

銃後戦でも必勝へ

天羽新情報局總裁語る

感激の瞳輝やかせ

皇遺族部隊入京す

郷土の誇り久保書長

勲々・整備に挺身

禁止す四萬の遺族

庭燎消ゆる神域に

今宵森嚴な招魂祭

日常の生活が遺書

未亡人が語る故加來少將

子らは皆な海軍へ

岡田少將語る文子未亡人

遺髪一封純忠の鬼

情熱に生きた故川口少將

夫と男と言ひ交す伊舍那海語る

晴の舞面愈々明日

臨時大祭式次第決定

道路御苦勞さん

豊田參謀長感謝

丸山武三郎　小島長吉　丸山勘一郎　人樹一
同正　成我　翔
同秀　一正　成明　翔
會社　産業　會社　會社
日本アルミニウム工業株式會社　高岡工場

銃後の支援

感激の外なし

嘉義陸軍病院に集る赤誠の數々

【嘉義電話】嘉義陸軍病院に入院中の傷痍軍人諸氏に對する慰問の赤誠は日に月に加はるばかりであるが、二十日は嘉義市の婦人會員が總出で慰問袋を作つて持參したり、又は嘉義市の有志が慰問の爲に來院するなど、この感激の赤誠に觸れて入院中の傷痍軍人諸氏は感激の涙に咽ぶのみであつた

銃後便りや映畫會

臺南市・縣市一體の軍援昂揚週間

【臺南電話】軍人後援會臺南市支會では、二十日から二十七日までの一週間を軍援昂揚週間と定め、市内各町内會、各官公署、各學校、各會社、各團體等と緊密な連絡を取つて、銃後便りや慰問袋の發送、慰問映畫會の開催、出征軍人遺家族の慰問、傷痍軍人の慰問、戰死者の遺骨の出迎へ、英靈の合祀參拜、出征軍人の歡送、入營者の歡送、國防獻金、國防貯金の勵行、防空防諜の徹底、增産報國の實踐、貯蓄報國の實踐、廢品回收の勵行、勤勞奉仕の實踐、國旗の掲揚、國民儀禮の勵行、國語の常用、其の他時局に即應した銃後の諸般の活動を展開することになつた

軍都の住宅難緩和策

高雄市建築緩和條項公布

【高雄電話】高雄市では、軍都として急激な發展を遂げつゝあるが、從つて人口の激増に對處する爲、市の建築に關する緩和方法を講ずることゝなつたが、二十日その緩和條項を公布した、即ち

一、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

二、建築物の新築、改築、修繕、模樣替、移轉、除却、又は建築物の敷地の變更をなさんとする場合は、從來は許可を要したが、今後は許可を要しない

三、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

四、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

五、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

六、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

七、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

八、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

九、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

十、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

十一、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

十二、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

十三、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

十四、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

十五、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

十六、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

十七、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

十八、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

十九、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

二十、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

二十一、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

二十二、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

二十三、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

二十四、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

二十五、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

二十六、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

二十七、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

二十八、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

二十九、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

三十、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

三十一、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

三十二、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

三十三、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

三十四、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

三十五、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

三十六、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

三十七、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

三十八、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

三十九、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

四十、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

四十一、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

四十二、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

四十三、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

四十四、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

四十五、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

四十六、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

四十七、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

四十八、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

四十九、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

五十、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

五十一、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

五十二、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

五十三、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

五十四、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

五十五、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

五十六、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

五十七、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

五十八、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

五十九、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

六十、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

六十一、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

六十二、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

六十三、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

六十四、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

六十五、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

六十六、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

六十七、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

六十八、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

六十九、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

七十、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

七十一、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

七十二、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

七十三、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

七十四、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

七十五、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

七十六、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

七十七、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

七十八、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

七十九、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

八十、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

八十一、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

八十二、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

八十三、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

八十四、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

八十五、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

八十六、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

八十七、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

八十八、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

八十九、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

九十、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

九十一、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

九十二、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

九十三、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

九十四、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

九十五、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

九十六、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

九十七、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

九十八、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

九十九、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

百、從來の建築物は、その構造が防空上支障ないと認めた場合は、その儘使用を許可する

是が非でも國貯達成

臺中市南民の協力と誤解一掃

【臺中電話】臺中市役所では、昭和十九年度の國防貯金割當額を、臺灣全島の割當額の五分の一に當る一千萬圓と決定したが、この割當額は、從來の實績から見ても、又、最近の物價騰貴の趨勢から見ても、到底容易に達成し得ないものと見られてゐるが、市當局では、この割當額を、是が非でも達成しようと、市民の協力を求めるとともに、一方、市民の誤解を一掃するために、市役所内に國貯達成本部を設置し、市内の團體と緊密な連絡をとつて、國貯達成に邁進することゝなつた

皇國農村の建設へ

新竹州、重要農作物を增産

【新竹特電】新竹州では、農業の增産を目指して、重要農作物の增産に關する、次の二十年を期とした計畫を樹立し、二十日の州協議會の席上、その實施方法を協議決定した

完璧期す青年訓練

臺南市青年特別鍛錬所開所

【臺南電話】臺南州では、青年の訓練を徹底するため、新竹州に次いで、臺南市に、青年特別鍛錬所を開設することゝなつたが、二十日、その開所式を、市内末廣町の市公會堂で擧行した

高雄市水道擴張工事起工式

【高雄電話】高雄市では、二十六日午前十時より、大寺市長を始めとして、水道擴張工事起工式を擧行、即時工事に着手することゝなつた

志願兵志願者 最後の猛訓練

南寮修練道場に合宿收容

【新竹電話】新竹州の志願兵志願者は、豫定數に達しない爲、州當局では、竹北一堡の南寮修練道場に於て、二十五日から、二十八日まで、四日間、志願者の最後の猛訓練を行ふことゝなつた

虎尾郡下米穀增產講習會

【虎尾電話】虎尾郡下の一六米穀組合では、昭和十九年度の米穀增產計畫を樹立するに當つて、その實施方法を講ずるため、二十日から二日間、虎尾郡下の一六米穀組合の組合長、理事、書記等を、虎尾郡役所に集めて、講習會を開催した

仔豚大增產

【臺南電話】臺南州下の養豚業者は、從來、仔豚の增產に關しては、あまり關心を持たなかつたが、最近の食糧事情に鑑み、州當局では、仔豚の增產を、養豚業者に强く要望してゐる

富田州總督部長

【臺南電話】富田州總督部長は、二十日午後一時半、臺南州廳に、州下の官民代表者を招集し、大東亞戰爭の現段階と、國民の覺悟に關して、訓示を與へた後、午後二時半から、州廳内